3　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間

平成30年５月25日（金）から同年６月25日（月）まで（ただし、土曜、日曜を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後６時00分までとする。なお、受験願書を郵送する場合は、平成30年６月25日（月）消印有効とする。電子申請の受付期間は、平成30年５月25日（金）午前10時から同年６月25日（月）午後６時までとし、機構のウェブサイト上に設ける申請用のアドレスからアクセスできることとする。

⑵　受験手数料

受験手数料11,700円（二カ国語受験の場合は23,400円）を郵便振替又は銀行（機構が指定する銀行）振込により機構に納入しなければならない。ただし、電子申請の場合には、クレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。また、準会場での受験を希望する者は、受験手数料を準会場に納入することとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

⑶　受験願書提出先

①書面願書の郵送先　全国通訳案内士試験願書受付係（〒370―0855　群馬県高崎市下佐野町67―２）

ただし、電子申請による免除申請書類の郵送先は、⑶②とする。

②書面願書の持参先・お問い合わせ先　日本出版販売株式会社内　全国通訳案内士試験事務局（〒119―0201　東京都千代田区神田駿河台４―３　新お茶の水ビルディング５階、電話番号03―3518―9018、ＦＡＸ番号03―3233―5617）

ただし、準会場での受験を希望する者の願書の提出先は、当該準会場とする。

4　試験の一部免除

⑴　平成29年度通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験科目を受験して合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、平成30年度全国通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験科目の㋐外国語、㋑日本地理、㋒日本歴史並びに㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⑵　以前に他の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋑日本地理、㋒日本歴史、㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識並びに㋐通訳案内の実務を願いにより免除する。ただし、㋐通訳案内の実務の免除を受けるためには、当該科目に関して観光庁長官が行う研修を修了することを要する。

⑶　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当年度試験に限り、当該科目を願いにより免除する。

⑷　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による全国通訳案内士試験を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語を願いにより免除する。

⑸　前年度に一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格点を得た者が当年度試験のうち筆記試験の当該外国語を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語を願いにより免除する。

⑹　総合又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者も含む。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋑日本地理を願いにより免除する。

⑺　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　Educational Testing Serviceが制作するTOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について900点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について160点以上又はTOEIC Writing Test（公開テストに限る。）について170点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属する年度又はその翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　Instituto Cervantesが制作するＤＥＬＥのＣ１又はＣ２若しくはSuperiorに合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑿　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⒀　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒁　中国政府教育部孔子学院**总**部／国家**汉办**が制作する漢語水平考試（ＨＳＫ）６級180点以上（旧ＨＳＫ高等試験９級以上）の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒂　特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（イタリア語に限る。）を願いにより免除する。

⒃　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒄　国立国際教育院が制作する韓国語能力試験（ＴＯＰＩＫ）の６級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒅　公益財団法人日本余暇文化振興会が実施していた地理能力検定の日本地理１級又は日本地理２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋒日本地理を願いにより免除する。

⒆　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒇　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂについて60点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

(21)　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会について80点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

(22)　４⑴から(21)までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、４⑵及び４⑹から(21)までの免除については、当該免除者であることを証する書面を添付しなければならない。ただし、当年度免除条件の変更があった４⑵、⑻、⑽、⑾、⑮、⑳、(21)を除き、前年度以前の試験を受験する際に既に同様の書面を提出済みの者は添付を省略することができる。

5　受験願書用紙及び試験施行要領の交付

受験願書用紙及び試験施行要領は、次の場所で交付する。また、機構のウェブサイトから試験施行要領をダウンロードできる措置を講じ、受験の電子申請も受け付ける。ただし、準会場での受験の場合は、電子申請は受け付けない。

交付場所：

・日本出版販売株式会社内全国通訳案内士試験事務局
・㈱国際観光振興機構インバウンド戦略部通訳案内士試験係及び同機構のツーリスト・インフォメーション・センター
・各都道府県観光担当課
・一般社団法人日本観光通訳協会